

**2020年4月から
認定医プログラムにご参加の方へ**

特例措置概要（2020年4月～ 認定医プログラム参加者）

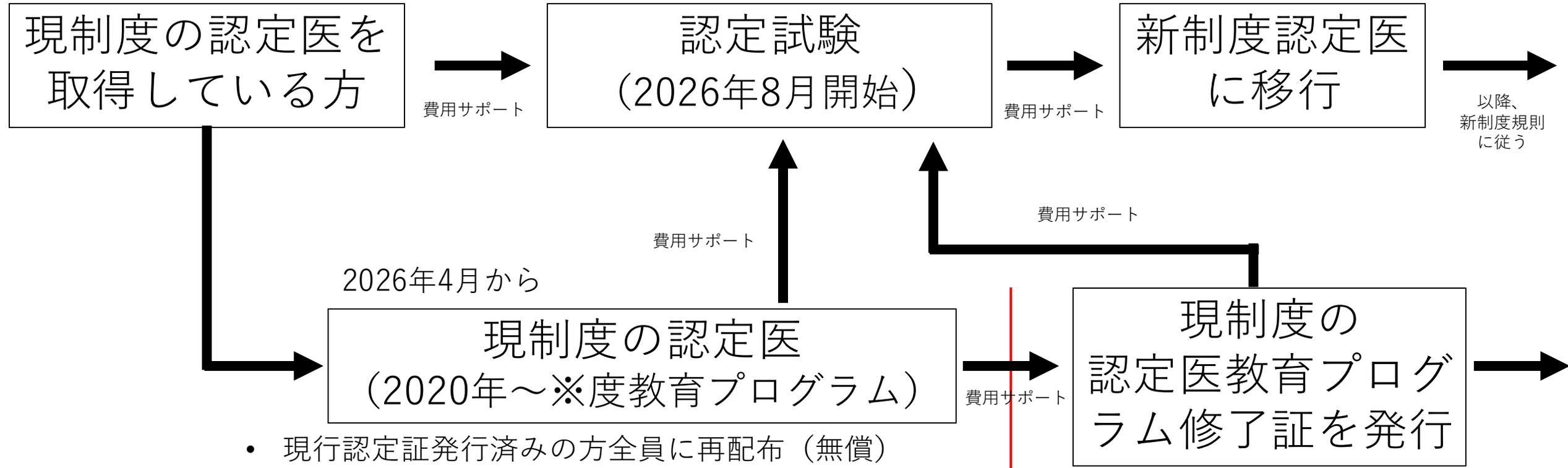
現制度から新制度への移行に対する特例措置が適応されます。

① すでに認定医を取得している方

1. 認定期間は最大で2030年3月まで延長され、その間「認定医」としての資格が継続されます（※修正した認定証を送付します。**獣医療広告に関しては、制限の対象となりますのでご注意ください**）。
2. 認定試験（2026年4月から開始）に合格することで、新制度の認定医へ移行することができます。
3. 2030年3月までに新制度認定医へ移行されない場合には、「2020年度～*年度認定医教育プログラム修了証」を発行いたします（*には認定医取得年度が記載されます）。
4. 新制度への移行に伴う費用は学会が負担いたします。試験の受験期限や受験回数
数の制限はなく、受験料は無料です。

特例措置概要 (2020年4月～ 認定医プログラム参加者)

※移行期間のため、2026年度の試験合格後はなるべく早い段階で新制度認定証を発行予定です (= 認定開始日)



- 現行認定証発行済みの方全員に再配布 (無償)
- 現行認定証未発行の方は発行申請後に配布 (有償)
- 「※」には認定医取得年度を付記

2030年3月まで現認定医制度をサポート